

あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

やさしい
年金講座(その35)

平成12年4月1日から基金の裁定手続きが 退職時裁定から支給時裁定に変更になりました!!

で大
お知
す切
! ら
な
せ

Q

We'll第34号で「年金の裁定手続きの方法が変わりました」というお知らせがありました。どのように変更になったのですか？ また、なぜ変わったのですか？

A

当基金では、勤続20年以上の方については退職時裁定、勤続20年未満の方は支給時裁定を行ってきましたが、平成12年4月1日に規約を改正し、勤続年数に関係なく、すべての方が支給時裁定に変更になりました。

支給時裁定になった経緯

これまで退職時裁定の場合、年金法の改正があったときに、同じ年齢・同じ勤続年数でも退職時期の違いによって年金額や支給開始年齢に格差が生じていました。

そのため、受給者の公平性を考えて、支給時裁定に変更しました。

退職時裁定

退職時に裁定を行い、受給年齢（現在は満60歳）になるまでは支給が停止されます。将来、退職時に裁定した年金額・支給開始年齢等に基づいて年金を受け取る方法です。

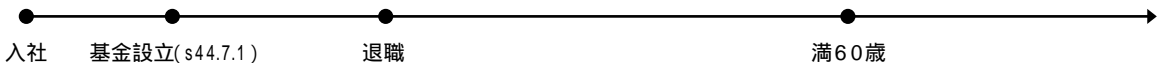


支給時裁定

受給年齢（現在は満60歳）前に退職する場合は、待期者になります。年金を受給する年齢（現在は満60歳）になったとき、その時点の規約に基づいて裁定を行い、年金を受け取る方法です。

支給時裁定の年金を受給するまでの手続き

(基金設立前に入社した方の場合)



	加入員	待期者	受給権者
在職		受給待期中	年金受給

勤続20年以上の方は加算部分(会社退職金の年金移行分)があるので、一時金で受け取るか年金として将来60歳から受け取るかを選択する

受給待期中に
・住所変更
・氏名変更
・加入員証紛失

したときは
基金に届出をする

基金に裁定請求手続きをする